

六ヶ所再処理工場

平成29年度 品質保証の実施計画書

## 六ヶ所再処理工場 平成29年度 品質保証の実施計画

### I. 品質保証の実施計画

#### 1. 保安活動等の実施

##### (1) 品質方針の設定、周知

社長は、品質方針を設定、周知し、社員の理解を深め、法令・安全協定の遵守及び原子力安全の重要性に対する認識を徹底させる。

##### (2) 品質目標の設定、周知

社長は、監査室長、安全・品質本部長及び再処理事業部長に、所管する業務について品質方針に基づく品質目標を設定させ、当該業務を行う社員に周知させる。

##### (3) 社長による評価

社長は、品質方針、品質目標を含む品質マネジメントシステムが適切、妥当かつ有効であることが継続していることの評価を行う。(年1回以上)

##### (4) 文書及び記録の管理

監査室長、安全・品質本部長及び再処理事業部長は、「再処理施設保安規定」、「全社品質保証計画書」及び関連文書(以下、「文書類」という。)に従い、所管する業務に関して作成した文書及び記録を管理する。

##### (5) 保安活動の実施

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の操作、核燃料物質の管理、保守管理、放射性廃棄物管理、放射線管理及び非常時の措置に係る業務を実施する。

##### (6) 調達

再処理事業部長は、文書類に従い、物品及び役務の調達を行う。

##### (7) 内部監査

監査室長、安全・品質本部長及び再処理事業部安全管理部長は、文書類に従い、再処理施設の保安に係る業務等について、監査を行う。(年1回以上)

##### (8) 不適合管理

監査室長、安全・品質本部長及び再処理事業部長は、不適合が検出された場合は、文書類に従い、その不適合を確実に識別し、適切な処置を行い、その結果を記録する。

(9) 是正処置及び予防処置

監査室長、安全・品質本部長及び再処理事業部長は、文書類に従い、不適合の再発防止及び発生予防のための処置を行い、これを記録し、実施した活動を評価する。

(10) 教育・訓練

再処理事業部長は、文書類に従い、再処理施設の保安活動に従事する者に必要な力量が持てるように教育・訓練を実施する。

2. 品質保証活動の改善に向けた取組み

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告徴収命令を受け、「安全・品質」の向上は最大の経営課題」という社長の宣言のもと、品質マネジメントシステムの改善を進める。

(1) 委員会の設置

社長を委員長とした安全・品質改革委員会を設置し、是正措置等の実施状況に加え、当社全体の品質保証活動の実施状況を観察・評価し、必要な指示・命令を行う。

社内及び社外有識者等からなる安全・品質改革検証委員会を設置し、品質保証に係る顧問会における活動を継承するとともに、委員からの評価・助言を受けて全社の品質保証の改善活動を促進する。安全・品質改革検証委員会における評価結果は、適時公表する。

(2) 安全・品質本部による事業部の品質保証活動の支援

安全・品質本部長は、社長の補佐として、各事業部の品質保証活動が適切に実施されることを支援するとともに、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。また、一般社団法人 原子力安全推進協会等の外部の専門家を活用し、安全・品質本部員の力量の向上を図る。

(3) 監査の独立性の確保

監査室の独立性を担保する。監査室長は、客観性を担保する観点から、監査室の活動を監査活動に限定する。また、必要に応じ臨時の特別監査を実施する。

(4) 品質マネジメントシステムの理解促進

品質マネジメントシステムをより正しく理解することが重要との観点から、保安活動に関与する組織の管理職及び品質保証部門の関係者に対し、理解促進、改善力の向上に資する研修を実施する。

3. 協力会社との連携

(1) 品質保証マネジメント会議

社長は、当社と協力会社の経営層からなる「品質保証マネジメント会議」を開催し、当社と協力会社が一体となった品質保証活動を推進する。(年1回以上)

(2) 再処理事業部と協力会社との連携

再処理事業部長は、日本原燃安全推進協議会(再処理事業部)及び安全パトロールを開催し、協力会社との双方向のコミュニケーションを推進する。

4. 安全・品質改革検証委員会

社長は、社外有識者等からなる「安全・品質改革検証委員会」を開催し、当社の品質保証活動の実施状況について、評価・助言を受ける。

5. その他

(1) 品質保証大会の開催

(2) 品質月間行事の実施

II. 常設の第三者外部監査機関の監査

安全・品質本部長及び再処理事業部長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年2回)

監査室長は、文書類に従い、第三者外部監査機関による定期的な監査を受ける。(年1回)

上記においては、主に品質マネジメントシステムに係る活動状況について監査を受け、平成29年度は特に、報告徴収命令に対する是正措置の実施状況についても監査を受ける。

以 上